

京都市体育館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第73号）
 （文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）

京都市体育館の競技場の使用料の適正化を図るため、次のとおり改正することとしました。

1 使用料（超過使用料を除く。）

区 分		改 正 前				改 正 案			
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
		入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合
休日 等	午前8 時から午 まで	円 28,000	円 90,000	円 300,000	円 399,000	円 32,000	円 104,000	円 345,000	円 459,000
	午前9 時から午 まで	18,000	62,000	207,000	290,000	21,000	71,000	238,000	334,000
	午後1 時から午 後5時 まで	28,000	90,000	300,000	399,000	32,000	104,000	345,000	459,000
	午後5 時30分 から午 後10時 まで	51,000	162,000	544,000	762,000	59,000	186,000	626,000	876,000
	午後5 時30分 から午 後9時 まで	39,000	124,000	415,000	581,000	45,000	143,000	477,000	668,000
	午前8 時から午 後10時 まで	107,000	342,000	1,144,000	1,560,000	123,000	394,000	1,316,000	1,794,000
	午前8 時から午 後9時 まで	95,000	304,000	1,015,000	1,379,000	109,000	351,000	1,167,000	1,586,000

全面使用	午前9時から午後10時まで	97,000	314,000	1,051,000	1,451,000	112,000	361,000	1,209,000	1,669,000
	午前9時から午後9時まで	85,000	276,000	922,000	1,270,000	98,000	318,000	1,060,000	1,461,000
その他の日	午前8時から午後まで	21,000	69,000	230,000	323,000	24,000	79,000	265,000	371,000
	午前9時から午後まで	14,000	48,000	161,000	230,000	16,000	55,000	185,000	265,000
	午後1時から午後5時まで	21,000	69,000	230,000	323,000	24,000	79,000	265,000	371,000
	午後5時30分から午後10時まで	39,000	127,000	423,000	593,000	45,000	146,000	486,000	682,000
	午後5時30分から午後9時まで	30,000	97,000	323,000	452,000	35,000	112,000	371,000	520,000
	午前8時から午後10時まで	81,000	265,000	883,000	1,239,000	93,000	304,000	1,016,000	1,424,000
	午前8時から午後9時まで	72,000	235,000	783,000	1,098,000	83,000	270,000	901,000	1,262,000
	午前9時から午後10時まで	74,000	244,000	814,000	1,146,000	85,000	280,000	936,000	1,318,000

		午前9時から午後9時まで	65,000	214,000	714,000	1,005,000	75,000	246,000	821,000	1,156,000
部分用(3の面時に11間につき)	休日等	午前8時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	3,500				4,000			
		午後5時30分から午後10時まで	5,000				5,800			
	その他の日	午前8時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	3,000				3,500			
		午後5時30分から午後10時まで	4,000				4,600			

2 超過使用料 (1時間につき)

区 分			改正前		改正案		
			正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
全面使用	マユスーアチアポツ	場を収な場合 入料徴しい合	休日等	円 8,000	円 12,000	円 9,200	円 14,000
		場を収る場合 入料徴す場合	その他の日	6,000	9,000	6,900	10,000
	マユスーアチアポツ	場を収な場合 入料徴しい合	休日等	26,000	38,000	30,000	44,000
		場を収る場合 入料徴す場合	その他の日	21,000	30,000	24,000	35,000

その他	入場料を収めない場合	休日等	90,000	129,000	104,000	148,000
		その他の日	69,000	100,000	79,000	115,000
	入場料を収める場合	休日等	122,000	181,000	140,000	208,000
		その他の日	98,000	141,000	113,000	162,000

備考1 「入場料」とは、使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は、平成25年6月1日から施行することとしました。

京都市体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大 作

京都市条例第73号

京都市体育館条例の一部を改正する条例
京都市体育館条例の一部を次のように改正する。
別表第1競技場の項を次のように改める。

競技場	全面利用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	22,000	A	24,000	22,000	24,000	C	59,000	C	45,000	E	123,000	E	99,000
				F	109,000	F	83,000										
			B	21,000	B	16,000	104,000	79,000	D	45,000	D	35,000	G	112,000	G	85,000	
			H	98,000	H	75,000											
		入場料を徴収する場合	A	104,000	A	79,000	104,000	79,000	C	188,000	C	146,000	E	394,000	E	394,000	
			F	351,000	F	270,000											
	その他	入場料を徴収しない場合	A	345,000	A	255,000	345,000	255,000	C	626,000	C	496,000	E	1,316,000	E	1,016,000	
			F	1,167,000	F	901,000											
			B	233,000	B	185,000	499,000	371,000	D	477,000	D	371,000	G	1,239,000	G	956,000	
			H	1,059,000	H	821,000											
		入場料を徴収する場合	A	499,000	A	371,000	499,000	371,000	C	876,000	C	682,000	E	1,794,000	E	1,424,000	
			F	1,536,000	F	1,202,000											
B	334,000	B	256,000	688,000	520,000	D	688,000	D	520,000	G	1,689,000	G	1,318,000				
H	1,461,000	H	1,156,000														
節分用(3分1面1時間につき)				4,000	3,500	4,000	3,500	5,800	4,600								

別表第1備考7中「つど」を「都度」に改める。

「

8,000	6,000	12,000	9,000
26,000	21,000	38,000	30,000

を

別表第2備考以外の部分中

90,000	69,000	129,000	100,000
122,000	98,000	181,000	141,000

9,200 円	6,900 円	14,000 円	10,000 円
30,000	24,000	44,000	35,000
104,000	79,000	148,000	115,000
140,000	113,000	208,000	162,000

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)